

第1章 職業訓練基準の見直し

第1節 職業訓練基準の改正

1-1 職業訓練基準に関する法律及び省令

(1) 職業訓練の基準は、職業能力開発促進法及び職業能力開発促進法施行規則、同施行規則別表第二～第七に定められている。ただし、各自治体が行う職業訓練については、地域ニーズ等を勘案し、弾力的に実施できることとしている。

別表第二は、主要な産業分野に関する普通課程の訓練科を実施するにあたっての標準的な内容を示すと共に訓練を実施する際の最低限の内容を示している。別表第二で定める訓練時間は、総訓練時間の約6割であり、残り4割の時間については、地域ニーズや産業ニーズ等を勘案し、訓練実施者が自由に教科等の設定をすることができる。普通課程の訓練期間は、原則として中学校卒業者等を対象とする場合は二年(2,800時間)、高等学校卒業者等を対象とする場合は一年(1,400時間)である。訓練科の名称は、修了証等の証明書類の交付においては別表で定める訓練科名を使用する必要があるが、これ以外、例えば募集等においては任意の訓練科名(愛称)を使用することができる。別表に基づく訓練を修了し、かつ技能照査に合格することで技能士補が付与される。

職業能力開発促進法（職業訓練の基準）

第十九条 公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。

2 前項の訓練課程の区分は、厚生労働省令で定める。

3 都道府県又は市町村が第一項の規定により条例を定めるに当たっては、公共職業能力開発施設における訓練生の数については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(2) **表1-1**は職業能力開発促進法にもとづく職業訓練の種類と概要である。大きくは普通職業訓練と高度職業訓練に分けられる。実施主体は①都道府県及び市町村、②認定職業訓練を行う企業、団体、③高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」という。）である。その数は、短期課程まで含めると全国で膨大な数となる。①の職業訓練については各自治体が職業訓練の実施に係る条例を策定し自治体がこれに従って実施できることとなっている。国が示す職業訓練基準は、

自治体が条例を策定する際の標準となるものであると同時に訓練の核をなすものであり不断の見直しが求められている。

表 1 - 1 職業訓練の種類と概要

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間
普通職業訓練	普通課程	中学校卒業等又は高等学校卒業等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業等 1 年 総訓練時間 1,400 時間以上 中学校卒業等 2 年 総訓練時間 2,800 時間以上 1 年につき概ね 1,400 時間
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能（高度の技能を除く）・知識を習得させるための短期間の課程	6 月（訓練の対象となる技能等によっては 1 年）以下 総訓練時間 12 時間以上（管理監督者コースにあっては、10 時間以上）
高度職業訓練	専門課程	高等学校卒業等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業等 2 年 総訓練時間 2,800 時間以上 1 年につき概ね 1,400 時間
	応用課程	専門課程修了者等に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	専門課程修了者等 2 年 総訓練時間 2,800 時間以上 1 年につき概ね 1,400 時間
	専門短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6 月（訓練の対象となる技能等によっては 1 年）以下 総訓練時間 12 時間以上
	応用短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1 年以下 総訓練時間 60 時間以上

1 - 2 学校教育と職業訓練

職業能力開発促進法第 3 条の 2 によれば、「職業訓練は、学校教育法による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連の下に行われなければならない」としている。ここでいう「学校」とは、学校教育法による小・中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学である。専修学校、各種学校は、学校教育に類する教育を行うものとされている。図 1 - 1 は、学校制度と職業訓練制度を対比したものである。

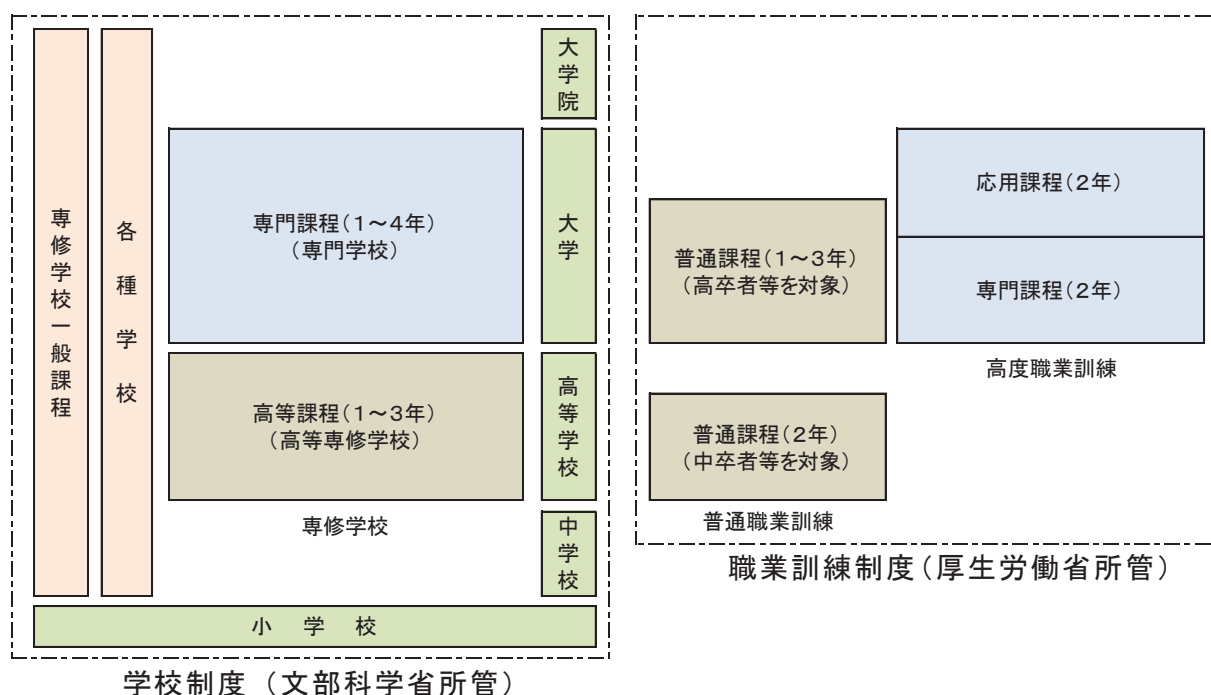


図 1 - 1 学校制度と職業訓練制度

1 - 3 職業訓練制度の変遷

現在の職業能力開発促進法は、1985年に、職業訓練法を改名して成立しているが、根本となった職業訓練法は、1958年に（旧）職業訓練法として制定された後、1969年に、新たに職業訓練法として制定されたものであり、職業教育訓練法制度の個別の制定は1958年の（旧）職業訓練法からとなっている。（旧）職業訓練法制定後、1969年の職業訓練法を含め、1985年の職業能力開発促進法への名称変更を含めて、改正を繰り返し現在の2006年改正の現行法に至っている。

職業訓練制度は、表 1 - 2 に示すように幾多の改正による変遷を経てきている。昭和53年の改正では、それまでの法律（基準）に沿った「法定訓練」から、法律（基準）に準じた「準則訓練」に変更となった。いわゆる職業訓練の弾力化である。これに伴い、普通訓練課程の教科、訓練期間、設備等については「最低限必要なもの」から「標準として示すもの」となった。現在の職業訓練制度のベースは、1992年（平成4年）に制定されたものである。学卒者等の訓練は、中卒者訓練から高卒者訓練の専門課程へ、さらに高度な応用課程へと変遷している。

表 1 - 2 職業訓練制度の改正と代表的な変遷

イ) 職業訓練法 昭和44年制定 (法定訓練)

区分	訓練課程	期間 (対象者)	施設名称
養成訓練	専修訓練課程	1年(中卒者等)	専修職業訓練校
	高等訓練課程第Ⅰ類	2年(中卒者等)	(総合)高等職業訓練校
	高等訓練課程第Ⅱ類	1年(高卒者等)	

ロ) 職業訓練法 昭和49年制定 (法定訓練)

区分	訓練課程	期間 (対象者)	施設名称
養成訓練	専修訓練課程	1年(中卒者等)	専修職業訓練校
	高等訓練課程第Ⅰ類	2年(中卒者等)	(総合)高等職業訓練校
	高等訓練課程第Ⅱ類	1年(高卒者等)	
	専門訓練課程 (旧特別高等訓練課程専門)	2年(高卒者等)	職業訓練短期大学校 (旧職業訓練大学校附属短期学部)

ハ) 職業訓練法 昭和53年制定 (準則訓練)

区分	訓練課程	期間 (対象者)	施設名称
養成訓練	普通訓練課程第Ⅰ類	2年(中卒者等)	職業訓練校
	普通訓練課程第Ⅱ類	1年(高卒者等)	
	専門訓練課程	2年(高卒者等)	職業訓練短期大学校

二) 職業能力開発促進法 平成4年制定 (準則訓練)

区分	訓練課程	期間 (対象者)	施設名称
普通職業訓練	普通課程	1～3年 (中卒者等は2年)	職業能力開発校
高度職業訓練	専門課程	2年(高卒者等)	職業能力開発短期大学校

ホ) 職業能力開発促進法 平成11年制定 (準則訓練)

区分	訓練課程	期間 (対象者)	施設名称
普通職業訓練	普通課程	1～3年 (中卒者等は2年)	職業能力開発校
高度職業訓練	専門課程	2年(高卒者等)	職業能力開発短期大学校
	応用課程	2年(専門課程卒等)	職業能力開発大学校

1-4 職業訓練基準改正の流れ

厚生労働省設置法第九条の規定では、法律又は省令改正等の重要事項については「労働政策審議会」において審議することが定められている。厚生労働省（以下、「厚労省」という。）は、「労働政策審議会」で職業訓練基準（以下、「訓練基準」という。）の省令改正について審議する際に事前の調査が必要なことから厚労省職業能力開発局の下に「職業能力開発専門調査員会（以下、「専門調査員会」という。）」を設置することとしている。また、職業能力開発総合大学校（以下、「職業大」という。）の基盤整備センターでは、厚労省の求めに応じ訓練基準の見直しに関連した諸々の調査研究を行うと共に「訓練基準の見直し提案」に関する報告書を専門調査員会に提出することとしている。そのため、基盤整備センターに「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会（以下、「基礎研究会」という。）」を立ち上げ訓練基準の見直しについて検討を行ってきたところである。その後、基礎研究会による報告書等を参考に専門調査員会で審議が行われ訓練基準の改正案が作成されたところである。この改正案は労働政策審議会での審議を経て平成29年3月をもって省令改正の運びとなる。以下、基準改正までの流れを示す。

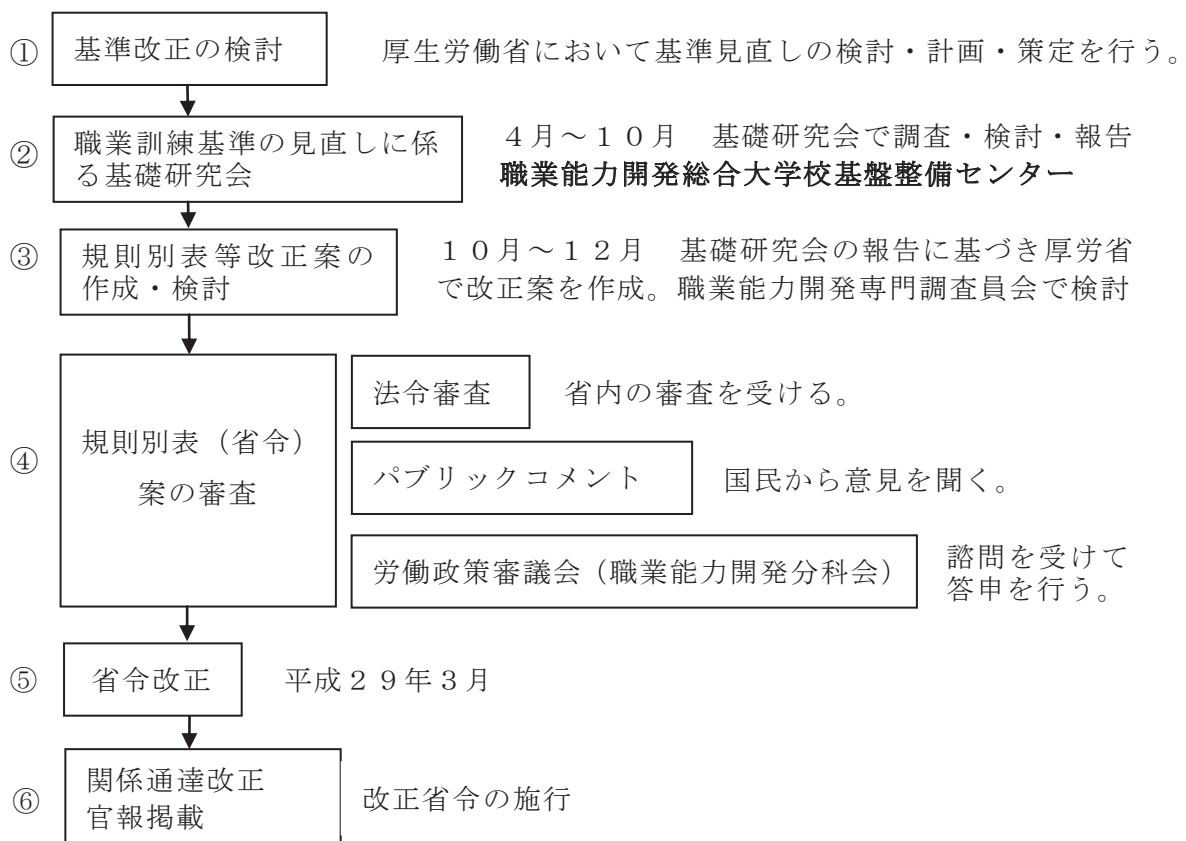


図1-2 基準改正までのフロー

※ なお、訓練基準の細目(教科、設備、技能照査)については職業大基盤整備センターのホームページに掲載している。

第2節 普通職業訓練について

2-1 普通課程と短期課程

普通職業訓練には普通課程と短期課程がある。普通課程は「職業に必要な基礎的な技能・知識」を習得させるため、中学校又は高等学校卒業者等を対象にした訓練課程である。表1-3は、普通課程として設定している訓練科144科の一覧であるが設置（実施）されていない訓練科も多い。144科のうち約1/3は設置科がない。

‘年’は高等学校卒業者等を対象とした場合の訓練期間を表す。中学校卒業者等を対象とする場合は原則として2年である。図1-3は、設置されている訓練科の数を多い順に並べたものである。木造建築科が一番多いことがわかる。

表1-3 普通課程の訓練科一覧（144科） は今年度の見直し対象科

大分類	中分類	訓練系	科no.	訓練科名	年	年度				
1 農林	1 農林	1 園芸サービス系	1	園芸科	1	H26				
			2	造園科	1					
			3	森林環境保全科	1					
2 金属・機械	1 金属	2 金属材料系	4	鉄鋼科	1	H25				
			5	鑄造科	1					
			6	鍛造科	1					
			7	熱処理科	1					
			8	塑性加工科	1					
			9	溶接科	1					
		3 金属加工系			10		構造物鉄工科	1		
					11		めつき科	1		
					12		陽極酸化処理科	1		
					13		機械加工科	1		
					14		精密加工科	1		
					15		機械製図科	1		
	2 機械		5 機械系	16	機械技術科		2			
				36	時計修理科		1			
				37	光学ガラス加工科		1			
				38	光学機器製造科		1			
				39	計測機器製造科		1			
				40	理化学器械製造科		1			
				118	義肢・装具科		1			
				3 機械保全				41	製材機械整備科	1
								42	内燃機関整備科	1
43	建設機械整備科	1								
44	農業機械整備科	1								
45	縫製機械整備科	1								
46	縫製機械整備科	1								
4 運輸	8 第一種自動車系		28	自動車製造科	1					
			29	自動車整備科	1					
			30	自動車整備科	2					
			31	自動車車体整備科	2					
	10 航空機系			32	航空機製造科	2				
				33	航空機整備科	2				
				34	鉄道車両製造科	1				
				35	造船科	1				
5 制御	54 メカトロニクス系		138	メカトロニクス科	2					

大分類	中分類	訓練系	科no.	訓練科名	年	年度
3 電気・電子	1 設備・機器	6 電気・電子系	17	製造設備科	1	H27
			18	電気通信設備科	1	
			19	電子機器科	1	
			20	電気機器科	1	
			22	電気製図科	1	
	2 電力	7 電力系	23	発電電科	1	
			24	送配電科	1	
			25	電気工事科	1	
			26	電気設備科	1	
			27	電気設備管理科	1	
			3	44 通信系	119	
	4	6 電気・電子系	21	コンピュータ制御科	1	
	4 繊維・繊維製品	1 織物	17 製織系	46	織布科	
47				織機調整科	1	
18 染色系				48	染色科	1
2 縫製		19 アパレル系	49	ニット科	1	
			50	洋裁科	1	
			51	洋服科	1	
			52	縫製科	1	
			20 裁縫系	53	和裁科	1
			54	寝具科	1	
3		21 帆布製品系	55	帆布製品製造科	1	
5 非金属加工		1 木材	22 木材加工系	56	木型科	1
	57			木工科	1	
	58			工業包装科	1	
	2 紙	23 紙加工系	59	紙器製造科	1	
			3	25 プラスチック系	63	プラスチック製品成形科
	4 レザー	26 レザー加工系	64	靴製造科	1	
			65	鞆製造科	1	
	5	27 ガラス加工系	66	ガラス製品製造科	1	
	6 窯業	28 窯業製品系	67	ぼうろう製品製造科	1	
			68	陶磁器製造科	1	
			7	29 石材系	69	石材加工科
	8 工芸	40 工芸系	107	木材工芸科	1	
			108	竹工芸科	1	
			109	漆器科	1	
			110	貴金属・宝石科	1	
111			印章彫刻科	1		
6 デザイン	1 印刷	24 印刷 製本系	60	製版科	1	
			61	印刷科	1	
			62	製本科	1	
	2 塗装	41 塗装系	112	金属塗装科	1	
			113	木工塗装科	1	
			114	建築塗装科	1	
			115	広告美術科	1	
	3 デザイン	42 デザイン系	116	工業デザイン科	1	
			117	商業デザイン科	1	
			4	47 写真系	127	写真科
7 食品	1 食品	30 食品加工系	70	製麺科	1	
			71	パン・菓子製造科	1	
			72	食肉加工科	1	
			73	水産加工科	1	
			74	発酵製品製造科	1	
	2 調理	51 調理系	133	日本料理科	1	
			134	中国料理科	1	
			135	西洋料理科	1	

大分類	中分類	訓練系	科no.	訓練科名	年	年度		
8 建築・土木	1 躯体施工	31 建築施工系	75	木造建築科	1	H28		
			76	枠組壁建築科	1			
			77	とび科	1			
			78	鉄筋コンクリート施工科	1			
			79	プレハブ建築科	1			
		(建築設計)		80	建築設計科		1	
	2 外装施工	32 建築外装系	81	屋根施工科	1			
			82	スレート施工科	1			
			83	建築板金科	1			
			84	防水施工科	1			
			85	サッシ・ガラス施工科	1			
	3 内装施工	33 建築内装系	86	畳科	1			
			87	インテリア・サービス科	1			
			88	床仕上施工科	1			
			89	表具科	1			
			90	左官・タイル施工科	1			
	4 仕上げ施工	34 建築仕上系	91	築炉科	1			
			92	ブロック施工科	1			
			93	熱絶縁施工科	1			
			5 設備	35 設備施工系	94		冷凍空調設備科	1
95					配管科	1		
96					住宅設備機器科	1		
				37 設備管理・運転系	100	ビル管理科	1	
					101	ボイラー運転科	1	
6 土木			36 土木系	97	さく井科	1		
	98	土木施工科		1				
	99	測量・設計科		1				
	102	クレーン運転科		1				
9 運搬機械運転	38 揚重運搬機械運転系	103	建設機械運転科	1				
		104	港湾荷役科	1				
		105	化学分析科	1				
10	化学	39 化学系	106	公害検査科	1			
11 サービス	1 オフィス	45 オフィスビジネス系	120	電話交換科	1	H26		
			121	経理事務科	1			
			122	一般事務科	1			
			123	OA事務科	1			
			124	貿易事務科	1			
	2 流通	46 流通ビジネス系	125	ショップマネジメント科	1			
			126	流通マネジメント科	1			
			128	介護サービス科	2			
	3 対人	48 社会福祉系	129	理容科	2			
			49 理容・美容系	130	美容科		2	
				50 接客サービス系	131		ホテル・旅館・レストラン科	1
					132		観光ビジネス科	1
	4 装飾	53 装飾系	137		フラワー装飾科		1	
136			臨床検査科	3				
12 医療		52 保健医療系	139	OAシステム科	1	H27		
13 情報・通信	55 第一種情報処理系	140	ソフトウェア管理科	1				
		141	データベース管理科	1				
		56 第二種情報処理系	142	プログラム設計科	2			
			143	システム設計科	2			
		144	データベース設計科	2				

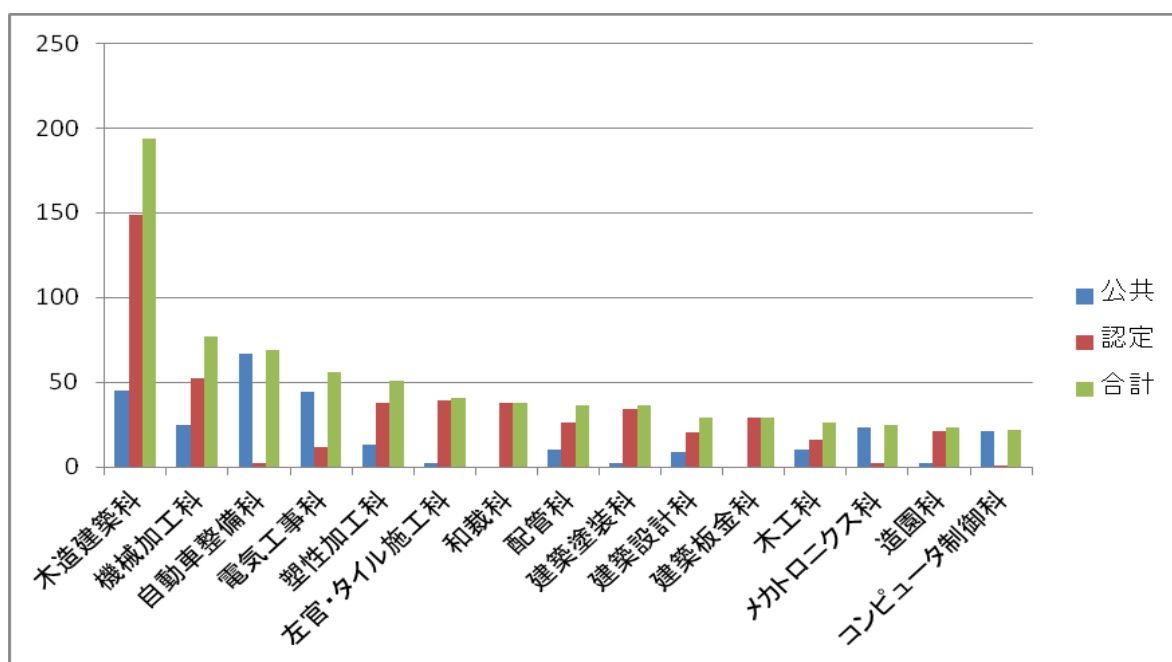


図1-3 設置科が多い訓練科

普通課程は主に都道府県の職業能力開発校（以下、「公共校」という。）又は認定職業訓練校（以下、「認定校」という。）で実施されている。機構では、名古屋と大阪の職業能力開発促進センターに普通課程の港湾荷役科を設置している。

普通課程の訓練時間は、義務教育修了（中学校卒業）者等にあつては、標準二年2,800時間（50分を1時間とする）以上、高等学校卒業者等にあつては標準一年1,400時間以上としている。受講料については、公共校の場合には各都道府県で定める額としており、多くの都府県では月額9,900円の年間118,800円を課している。北海道、栃木、新潟、富山、愛知、三重等は異なる授業料を課しており、石川、福井、奈良、岡山、福岡、大分、長崎は無料としている。ただし、他に教科書、実習負担金等を別途要する。なお、名古屋と大阪の職業能力開発促進センターでは月額9,600円としている。

普通課程には、高等学校卒業者等を対象とした場合、訓練期間一年の溶接科、機械科、電気科等の他、訓練期間二年のメカトロニクス科、第二種自動車整備科、システム設計科等がある。この他、設置している施設はないが訓練期間三年の臨床検査科もある。一方、訓練期間一年の訓練科であっても二年に延長して実施している場合が多い。図1-4は、公共校における高等学校卒業者等を対象とした訓練期間一年と二年の実施割合及び中学校卒業者等を対象とした訓練科数の割合である。ただし、高等学校卒業者二年の割合の中には、第二種自動車整備科等のように延長ではなく基準上二年の訓練科も含まれる。高等学校卒業者等を対象とする訓練科においては、二年訓練で実施しているところのほうが多い。中学校卒業者等を対象として実施している訓練

科の割合は普通課程全体の約5%弱である。企業単独又はいくつかの企業によって共同で運営されている認定校の中には、中学校卒業生等を対象に訓練期間を三年に延長すると共に高等学校の通信制を併用し、工業高等学校の卒業資格を取得しているところもある。

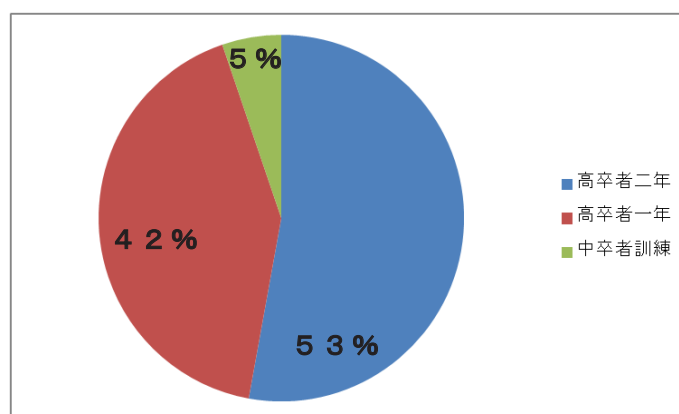


図1-4 高卒者一年・二年及び中卒者訓練の比率（公共校）

運営費、施設・設備費については、訓練基準の別表第二に沿った訓練科（教科、設備、訓練時間等）であれば、公共校の場合、国から1/2が補助される。

短期課程は、12時間以上6ヶ月（実施が困難な場合は1年）以下の訓練期間としている。離転職者を対象とした3ヶ月、6ヶ月コースの他、在職者を対象とした12時間以上の訓練（セミナー）も短期課程として位置付けられている。短期課程の訓練基準は定められていない場合が多いが、雇用情勢や訓練ニーズに柔軟に対応できるため、都道府県をはじめ、機構においても積極的に実施されている。

2-2 認定職業訓練

事業主又は事業主の団体等（以下、「事業主等」という。）が行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等を厚労省令で定める訓練基準に適合させて行われているものは、都道府県知事の認定を受けることができる（法的根拠：職業能力開発促進法第十三条、第二十四条）。認定を受けている事業主の中には日本を代表する大企業も含まれるが、その多くは中小企業である。中小企業の事業主等が認定職業訓練を行う場合、国や都道府県が定める補助要件を満たせば、国及び都道府県からその訓練経費等の一部につき補助金を受けることができる。例えば、施設の運営費や施設・設備費については、国から1/3、都道府県から1/3を上限とする補助金を受けることができる。そのほか、普通職業訓練普通課程の認定職業訓練において修了時に技能照査を実施し、合格すれば訓練科に該当する職種に係る技能検定の学科が免除されること、職業訓練指導員の免許を取得する場合に有利に取り扱われること等のメリットもある。認定職業訓練には、個々の事業主が単独で行うものといくつかの事業主が共同で行うもの等

がある。現在、全国で1, 131（休校中を含む。）の認定校があり2, 837科（短期課程を含む）が設置されている。訓練生は、約21万7千人（短期課程21万人を含む。）を数える。今年度、基礎研究会で見直しを行った建築・土木分野の訓練科の一つである木造建築科の設置が非常に多い。

2-3 別表第二（厚生労働省令）

表1-4に訓練基準の例として別表第二（建築施工系木造建築科の例）を示す。木造建築科では、総訓練時間1, 400時間の約6割に当たる850時間を訓練基準として定めている。教科については、教科名と大きくりの時間数を示している。また、設備については、教室や実習場、木工用機械類、測量用機械類、器工具類等を示すにとどめている。そのため、教科別の時間数や内容（細目）、設備の具体的な名称、数量等は通達や基準の細目で示すこととしている。

表1-4 別表第二（木造建築科の例）

訓練期間 一年	訓練時間 総時間 一、四〇〇	建物その他の工作 物	教室 実習場				
			機械	木工用機械類 測量用機械類			
			その他	器工具類 計測器類 製図器及び製図 用具類 教材類			
三十一 建築施工系	木造建築科	中小規模建築物における建築一般、設計製図、 施工管理及び建築施工における基礎的な技能 及びこれに関する知識	一 系基礎	1 学科	〇1 建築概論 〇2 構造力学概論 〇3 建築構造概論 〇4 建築計画概論 〇5 建築生産概論 〇6 建築設備 〇7 測量 〇8 建築製図 〇9 安全衛生 〇10 関係法規	二五〇	
				2 実技	〇1 機械操作基本実習 〇2 測量基本実習 〇3 安全衛生作業法	一五〇	
				二 専攻	1 学科	〇1 木質構造 〇2 材料 〇3 規 _レ 術 〇4 工作法 〇5 木造建築施工法 〇6 仕様及び積算	一五〇
				2 実技	〇1 器工具使用法 〇2 工作実習 〇3 木造建築施工実習	三〇〇	
				木造建築物の建築施工及び施工管理における 技能及びこれに関する知識			

各教科の時間、細目
は通達で定める。
（表1-5を参照）

設備の名称や数量は
通達で定める。
（表1-6を参照）

2-4 職業訓練基準の細目（通達）

（1）教科の細目

表1-5は、木造建築科の教科の細目である。黒字は別表第二で規定された箇所である。青字は通達として定めている箇所である。基礎研究会では、主に青字で示された各教科の時間や教科の細目について見直しが必要かどうか検討を行ったが、必要があれば黒字の科目名や合計時間についても見直しの提案を行うこととした。

表1-5 教科の細目（木造建築科）

訓練科		建築施工系木造建築科	
教科の科目	訓練時間	教科の細目	
系基礎学科	1 建築概論	10	建築の概要、建築物の種類、建築史
	2 構造力学概論	30	力の釣合い、荷重と外力、断面の性質、基礎と地盤
	3 建築構造概論	60	木造建築、プレハブ建築、枠組壁建築、鉄筋コンクリート造建築、鉄骨造建築
	4 建築計画概論	40	全体計画、各部の計画、計画の進め方
	5 建築生産概論	20	機械、工程管理、資材管理、生産管理、契約事務
	6 建築設備	20	給排水設備、電気設備、空調設備、その他の設備
	7 測量	10	測量一般、測量機器、敷地測量、図面及び計算
	8 建築製図	20	製図用具及び用紙、製図通則、建築物製図の概要
	9 安全衛生	20	安全衛生管理、安全衛生関係法規、安全作業法
	10 関係法規	20	建築基準法、建設業法、建築士法
	系基礎学科合計	250	
系基礎実技	1 機械操作基本実習	70	建築機械使用法、CAD操作、OA機器操作
	2 測量基本実習	50	平板測量、水準測量、トランシット測量、測量図
	3 安全衛生作業法	30	安全作業法、衛生作業法
		系基礎実技合計	150
専攻学科	1 木質構造	20	デザインと構造、荷重と構造計画、木質構造用材料、木質構造の接合部、各部構造の設計
	2 材料	20	金属系材料、木質系材料、セメント系材料、プラスチック系材料、その他の材料
	3 規く術	30	図板・尺杖等の作成方法、さしがね目盛り、勾配、勾・玄等の名称及び長さの計算、四方転び、棒隅
	4 工作法	30	構造材の墨付け及び切組、内部造作材の木ごしらえ及び取付け、外部造作材の木ごしらえ及び取付け
	5 木造建築施工法	30	墨付け、仕口と継ぎ手、造作、防腐及び断熱、結露防止、防音
	6 仕様及び積算	20	仕様書、積算
		専攻学科合計	150
専攻実技	1 器工具使用法	50	木工機械の取扱い、電動工具の取扱い、木材加工用手工具の使用法
	2 工作実習	100	木工機械及び手工具による加工
	3 木造建築施工実習	150	木造建築物の施工、詳細図、施工図等作成
		専攻実技合計	300

(2) 設備の細目

表1-6は、木造建築科の設備の細目である。黒字は別表第二で規定された箇所である。青字は通達として定めている箇所である。これらの面積あるいは台数等は、国から補助を受ける際の算定基準となる。実習場の面積が高等学校卒業者等（330㎡/30人）と中学校卒業者等（480㎡/30人）でそれぞれ異なる。これは、学歴による違いではなく訓練期間が高等学校卒業者等は一年（一学年）、中学校卒業者等は二年（二学年）の違いによるものである。

表1-6 設備の細目（木造建築科）

訓練科	訓練系	専攻科	設備の細目		数量					
					高等学校卒業者等		中学校卒業者等			
					30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
31 建築施工系	木造建築科 (改正 H24)	建物その他の工作物	教室		60 ㎡	100 ㎡	60 ㎡	100 ㎡		
			製図室		135 ㎡	220 ㎡	135 ㎡	220 ㎡		
			実習場		330 ㎡	480 ㎡	480 ㎡	600 ㎡		
			工具室		7 ㎡	10 ㎡	15 ㎡	25 ㎡		
			更衣室		15 ㎡	22 ㎡	25 ㎡	38 ㎡		
			倉庫		50 ㎡	83 ㎡	83 ㎡	100 ㎡		
			局所排気装置	木工機械用(フード、ダクト、サイクロン、ファン、モータ、焼却装置等を含む。)	1 式	1 式	1 式	1 式		
			とぎ場	給・排水設備を含む。	1 式	1 式	1 式	1 式		
			機械	手押しかな盤	加工幅300mm安全装置付き。	1 台	1 台	1 台	1 台	
				自動一面かな盤	加工幅300mm	1 台	1 台	1 台	1 台	
		自動多面かな盤		加工幅30～150mm三面以上	1 台	1 台	1 台	1 台		
		超仕上げかな盤		加工幅300～450mm	1 台	1 台	1 台	1 台		
		丸のこ盤		のこ車径400mm	1 台	1 台	1 台	1 台		
		角のみ盤		のみ寸法30mm	1 台	2 台	1 台	2 台		
		昇降傾斜盤		のこ径400～450mm	1 台	1 台	1 台	1 台		
		ほぞ取り盤		加工最大長さ100mm	1 台	1 台	1 台	1 台		
		パネルソー		切断可能寸法約2,000mm	1 台	1 台	1 台	1 台		
		リップソー		最大厚さ120mm	1 台	1 台	1 台	1 台		
		ジグソー		0.2～0.4kW	1 台	1 台	1 台	1 台		
		携帯用電気かな		0.4～1.2kW	5 台	8 台	10 台	15 台		
		携帯用電気みぞかな		0.4～1.5kW	5 台	8 台	5 台	8 台		
		携帯用電気丸のこ		0.4～1.5kW	6 台	10 台	6 台	10 台		
		一部省略								
		トランシット		標準形	3 台	5 台	3 台	5 台		
		レベル		標準形	2 台	3 台	2 台	3 台		
		平板測量器		中測板、アリダードの曲率半径1.0～1.5m	3 台	5 台	3 台	5 台		
		万能試験機		標準形	1 台	1 台	1 台	1 台		
		空気圧縮機		1.5～2.2kW	1 台	2 台	1 台	2 台		
		運搬用小形自動車	1～2t	1 台	1 台	1 台	1 台			
		その他	(工具及び用具類)							
			作業用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数		
			木工用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数		
			測量用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数		
			足場		必要数	必要数	必要数	必要数		
			(計測器類)							
			計測器類		必要数	必要数	必要数	必要数		
			(製図用具類)							
			製図器及び製図用具類		必要数	必要数	必要数	必要数		
			(教材類)							
		ソフトウェア		必要数	必要数	必要数	必要数			
模型、掛図等		必要数	必要数	必要数	必要数					

(3) 技能照査の細目

表1-7は、木造建築科の技能照査の細目である。教科の細目に沿ったものであり、技能照査試験を行う際の実施範囲を示している。学科の場合は「・・・について知っていること」、実技の場合は「・・・ができること」の表記で記述している。特に重要である項目については、「よく知っている」、「よくできる」としている。この違いについては、次のとおりである。

1) 学科の到達水準

- ① 「・・・についてよく知っていること」⇒詳細かつ正確な知識として知っていなければならない事項。
- ② 「・・・について知っていること」⇒正確でなければならないが、その概要を知識として知っていなければならない事項。

2) 実技の到達水準

- ① 「・・・がよくできること」⇒作業の段取り、手順等については、上司又は指導員の細かな指示を受けなくても、自らの判断によって作業が遂行できる程度に習得していなければならない作業要素。
- ② 「・・・ができること」⇒作業の段取り、手順等について上司又は指導員の指示、説明等を受けることによって作業の遂行が可能であるか、又は熟練者の補助的な作業を遂行できる程度に習得していなければならない作業要素。

表 1 - 7 技能照査の細目例（木造建築科）

訓練科		建築施工系木造建築科	
学科		実技	
系基礎	1 建築物の歴史、役割について知っていること。	系基礎	1 各種測量法により測量ができること。
	2 建築工程について知っていること。		2 OA機器操作ができること。
系基礎	3 建築計画について知っていること。	系基礎	3 安全衛生作業がよくできること。
	4 建築構造とその特性について知っていること。		
系基礎	5 建築設備について知っていること。	系基礎	
	以下省略		
専攻	1 各種の仕口、継ぎ手及び造作についてよく知っていること。	専攻	1 木材加工用器工具の取扱いがよくできること。
	2 断熱、防腐及び防音について知っていること。		2 木工機械、携帯用電動工具の取扱いがよくできること。
専攻	3 建築用材料について知っていること。	専攻	3 仕口及び継ぎ手の工作ができること。
	4 規く術について知っていること。		4 木造建築物の製作ができること。
専攻		専攻	以下省略